

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2(2020)年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



規制対象建材を拡大

- 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- 保健所等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- 事前調査の方法を法定化します。
(書面調査、目視調査及び分析調査)
- 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。
(施行:令和5(2023)年10月~)
- 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を島根県(松江市管内は松江市環境保全課)へ報告することを義務付けます。
(施行:令和4(2022)年4月~)
- 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※4}することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- 「必要な知識を有する者^{※5}」による取り残しの有無の確認を義務付けます。
- 作業記録の作成・保存^{※6}を義務付けます。
- 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外

※2 建築物石綿含有建材調査者又は義務付け適用前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3 元請事業者または自主施工者

※4 解体等工事終了後3年間保存

※5 石綿作業主任者、建築物については※2の事前調査の必要な知識を有する者

※6 解体等工事終了後3年間保存

新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。



一般的な住宅にも使用されていることがあります。



石綿含有成形板等の作業基準

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	除去時の作業基準 ※(1)、(2)は同等以上の措置※1も規定
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	(1)切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置例：負圧隔壁養生（隔壁、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

★その他の成形板等を切断・破碎等する場合も、民家が隣接している場合など、周辺の状況に応じて養生を行いうことが望ましい。

【参考】石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

● お問い合わせ先

所管する市町村	保健所等	担当課	住所	電話番号
安来市	松江保健所	環境保全課	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1318
雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南保健所	環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9668
出雲市	出雲保健所	環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所	環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9809
浜田市、江津市	浜田保健所	環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5559
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所	環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9553
海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町	隱岐保健所	環境衛生課	〒685-0015 隱岐郡隱岐の島町港町塩口24	08512-2-9719
松江市	松江市	環境保全課	〒690-0826 松江市学園南1-20-43	0852-55-5274

島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL (0852)22-5277

2021年3月